

大和川流域の総合治水対策の推進

【担当省庁】国土交通省

国にお願いすること

1. 直轄遊水地の整備促進

- ① 地元調整が整った地区から **用地買収の促進、早期工事着手**
- ② 県の **内水対策、まちづくりとの一体的整備**

2. 新たな総合治水対策の推進

- ① 県と流域内市町村が推進する総合治水対策への連携・協力
- ② 上下流の市町村が連携した「貯める対策」への支援充実
流域貯留浸透事業の **補助率 1/3 → 1/2**

【近年の状況】

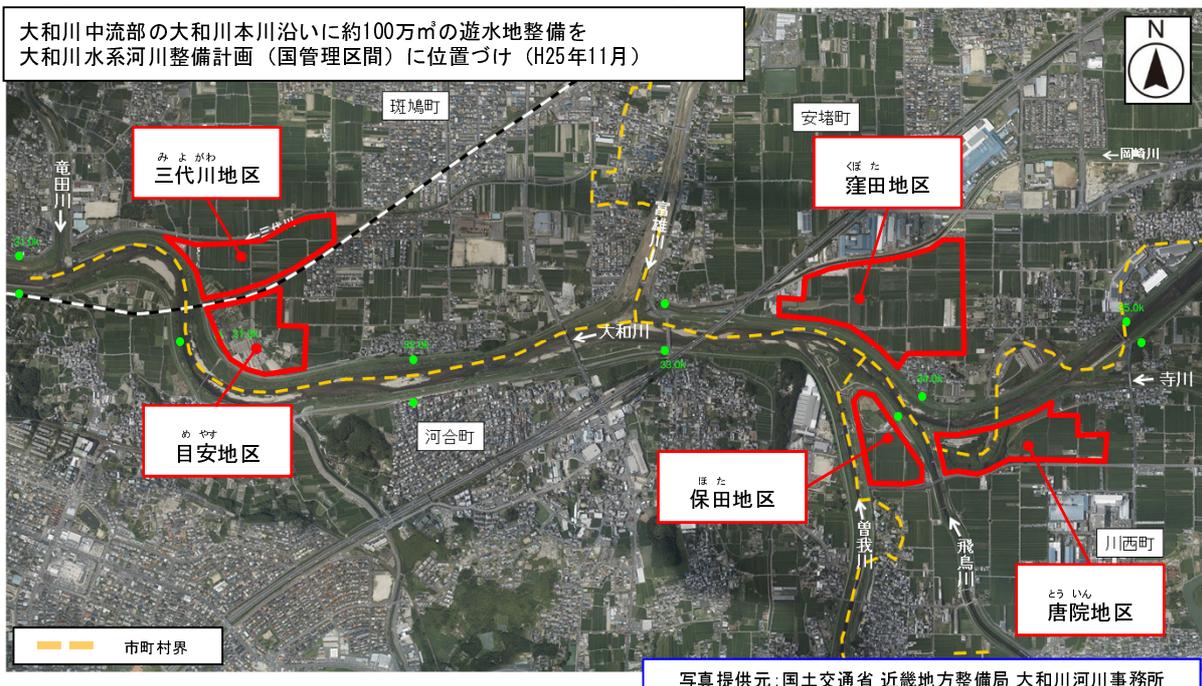
- 戦後最大の洪水である昭和57年の大和川大水害を契機に国・県・流域市町村で総合治水に取り組み、今年で35年を迎えるが、今なお浸水被害が発生
- 平成25年台風18号、平成26年台風11号と2年連続で大和川（王寺町藤井）において計画高水位を超過

【奈良県の取組】

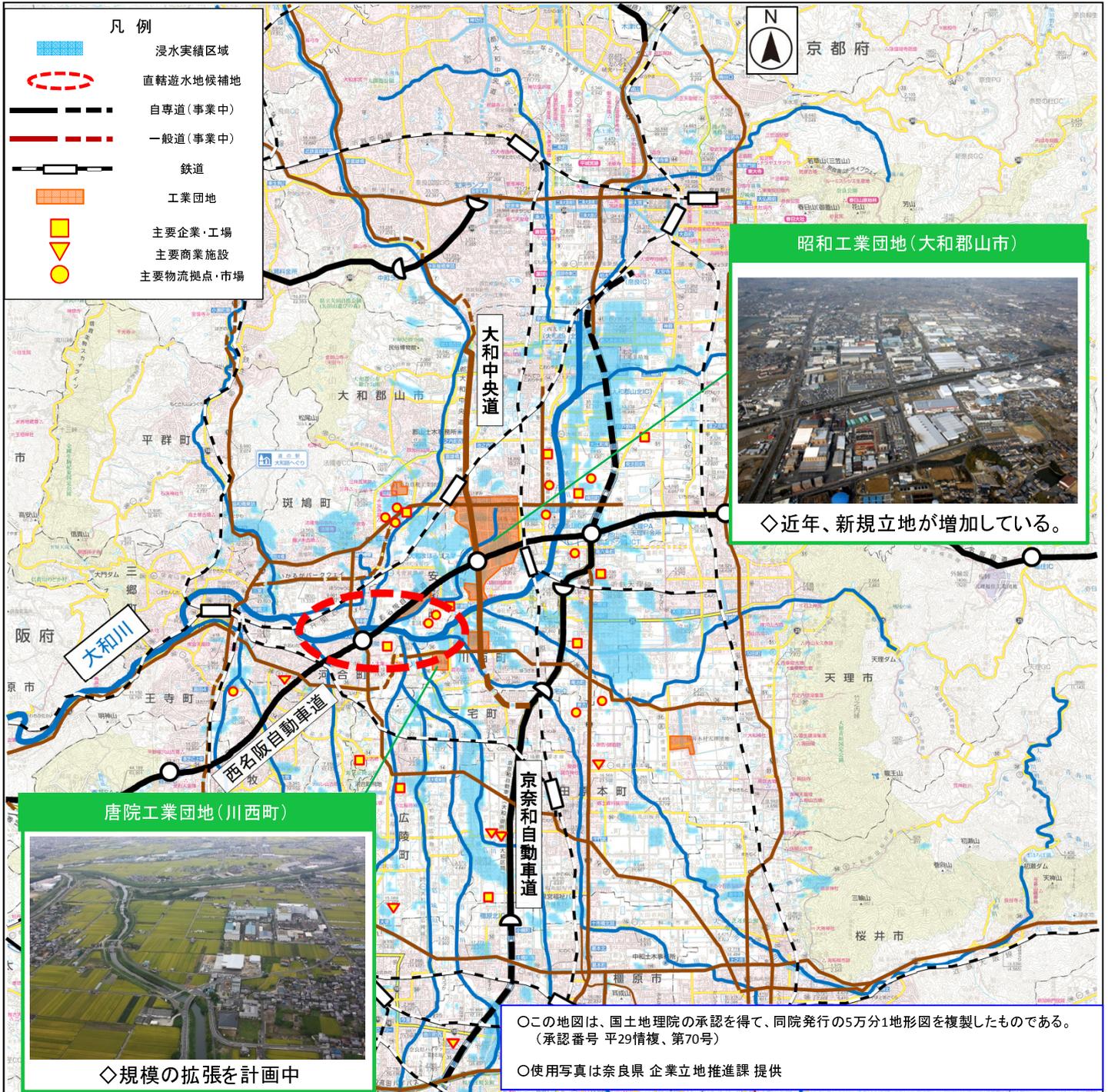
◇内水対策と条例

- 安堵町窪田地区及び川西町唐院地区においては、直轄遊水地の整備に併せて、県と町が内水対策を実施
- 大和川流域における総合治水の取組の体系化と新たな課題解決に向けた取組強化のため、「総合治水に関する条例」を9月議会上程を目標に進めている

【直轄遊水地候補地のエリア】



【大和川流域周辺の状況】



- 大和川流域周辺は、高規格幹線道路や鉄道が南北に走行し、企業等の立地環境が好条件
- 大和川への支川の合流が集中する区域のため、浸水被害が多い

大和川流域の総合治水対策の推進

⇒ 直轄遊水地整備や遊水地と連携した県と町による内水対策が必要

地域の浸水被害が低減され、京奈和自動車道の整備も相まってさらに企業誘致が促進できる

○「大和川流域における総合治水に関する条例（案）」の概要

条例制定の背景

○ 昭和57年の大水害を契機に取り組んできた総合治水対策について、社会情勢の変化により新たな課題が発生してきました。

課題

- ・ 防災調整池の設置を必要としない小規模開発の増加（3,000㎡未満の開発が約38%に）
- ・ 市町村による流域対策の低迷（ため池治水利用施設の対策率は約42%）
- ・ ため池の減少による保水力の低下（約15年で約400個のため池が減少）
- ・ 浸水被害の恐れのある区域における市街化区域編入 など

条例の目的

- 大和川流域における新たな課題の解決に向けた取組の強化
- 総合治水の取り組みを体系的に実施

- 浸水被害の軽減及び拡大の防止
- 企業誘致などの基盤となる治水安全度の向上
- 県民のくらしの向上

条例の特徴

① 「ながす対策」「ためる対策」「ひかえる対策」の三本柱で総合治水を推進します。

② 開発等に伴う防災調整池の対象面積を強化します。【従来】3,000㎡以上 → 【条例】1,000㎡以上

⚠️ 防災調整池の設置、適正な維持管理義務について知事の命令に従わない場合、罰則が適用されます

③ 浸水のおそれのある区域を指定・公表し、原則として市街化区域への編入を行いません。

④ 総合治水の推進のため、協定を締結し市町村を支援するなど推進体制をつくります。

ながす対策

ひかえる対策

ためる対策

推進体制

ながす対策（治水対策）

降った雨を河川で安全に流すために、河川整備や維持管理を行います。

- ・ 大和川水系河川整備計画に基づき、河川の整備、河川管理施設の維持管理を行う。

ためる対策（流域対策）

降った雨が一気に川に流れ出ないように、一時的に雨を貯める対策を行います。

- ・ 特定開発行為をしようとする者は、知事が定める基準に適合する防災調整池を設置しなければなりません。
- ・ 防災調整池の設置が完了したときは、管理者等を届け出なければなりません。
- ・ 防災調整池の管理者は、知事が定める基準に基づき、防災調整池の機能を維持するために適正な管理を行わなければなりません。



特定開発行為とは

- ① 1,000㎡以上の都市計画法、宅地造成等規制法、採石法、砂利採取法の規定により知事の許可又は認可を受けなければならない開発行為等
- ② 10,000㎡以上の森林法の規定により知事の許可を受けなければならない開発行為

- ・ 雨水貯留浸透施設の整備と適正な管理
- ・ ため池治水利用施設の整備と適正な管理
- ・ 水田貯留施設の整備と適正な管理
- ・ ため池の保全 ・ 農地の保全 ・ 森林の保全

ひかえる対策（土地利用対策）

浸水のおそれのある区域での市街化を抑制します。

- ・ 市街化抑制区域を指定し、公表します。

💡 市街化抑制区域とは、10年確率降雨で想定浸水深が50cm以上の区域(市街化調整区域に限る)

- ・ 市街化抑制区域を、新たに市街化区域として定めないものとする。(対策が講じられる場合は除く)

総合治水の推進体制

流域の上下流市町村が連携して一体的に取り組む仕組みをつくります。

- ・ 県と市町村は総合治水の推進に関する協定を締結することができます。
- ・ 協定を締結したときは、県と市町村は総合治水の推進に関する計画を策定します。
- ・ 計画に基づく県の施策を優先的に実施し、計画に基づく市町村の施策を積極的に支援します。

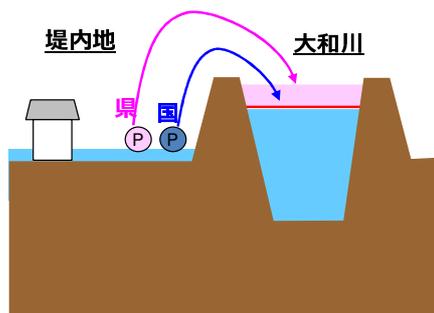
○奈良県が国と連携して行う内水対策

安堵町窪田地区

内水排水ポンプ施設

国、県双方でポンプを設置し大和川へ排出。

特に、県で設置したポンプについては、昭和57年8月洪水規模での床上解消（大和川直轄河川整備計画で見込んでいる範囲）を図る。



川西町唐院地区

大和中央道における雨水貯留

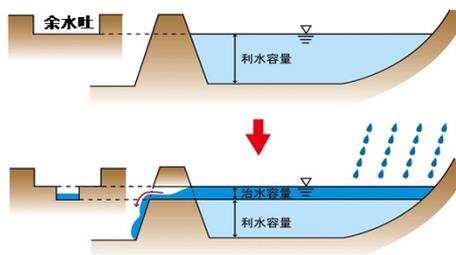
大和中央道の中央分離帯部分を掘削し、雨水の一時貯留施設として活用



※中央分離帯貯留施設例 | 大和郡山市内（大和中央道）

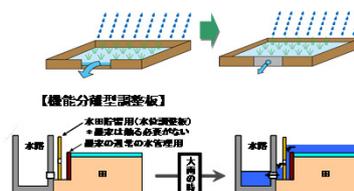
ため池治水利用施設の整備

余水吐を切り下げて治水容量を設け、雨水の一時貯留施設として活用



水田貯留施設の整備

調整板を設置することにより、水田に降った雨を貯留



田んぼに調整板を設置することにより、田んぼに降った雨水の流出量を減らす。



機能分離型調整板の設置状況（奈良県田原本町）

支川遊水地の整備

支川にも遊水地を設置

